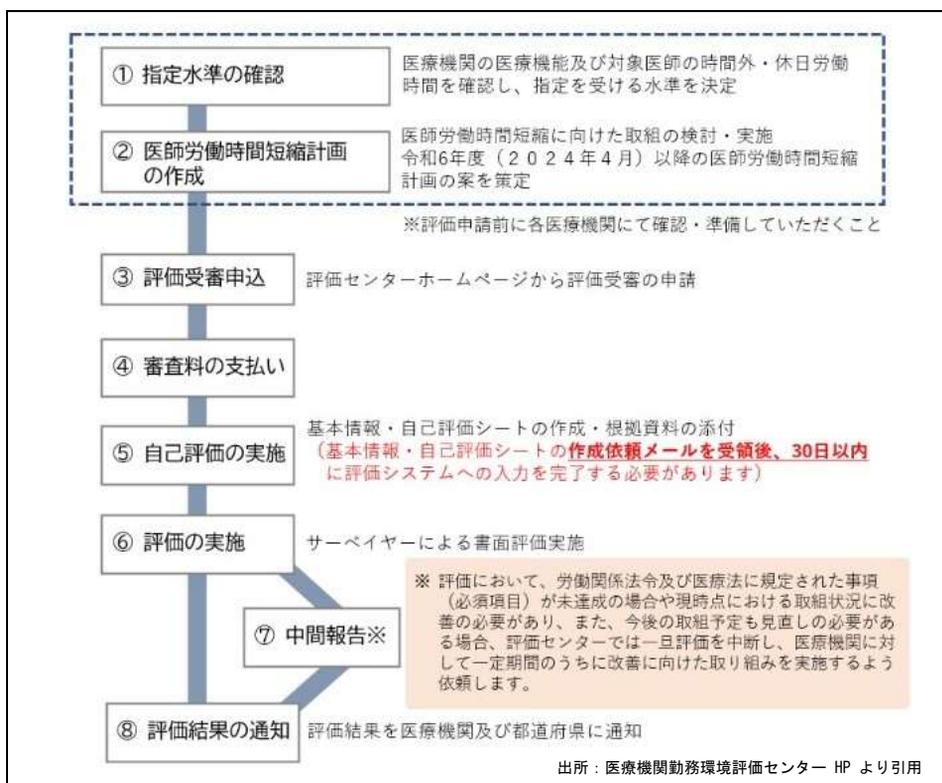


テーマ：医療機関勤務環境評価センターから評価を受けるまで

■勤務環境かいぜんサポートナビ第45号の「医療機関が特例水準の指定を受けるためには」で少し触れた通り、医療機関は、その医療機能及び対象医師の時間外・休日労働時間を確認し、指定を受ける水準を決定したのち、医師労働時間短縮に向けた取組の検討・実施を経て、令和6年度以降の医師労働時間短縮計画案を策定します。そして、医療機関勤務環境評価センター（評価センター）に評価受審の申請をし、申請後に評価に向けた準備を行います。今号では、評価を受けるまでの流れをご紹介します。



評価センターにおける評価受審申込から評価結果通知までの流れは上のフローの通りです。

評価は今回は原則として書面による評価となり、医療機関は「基本情報シート」と評価項目ごとの自己評価を記載する「自己評価シート」を作成します。自己評価シートには、評価項目ごとの自己評価と併せて現在の取組状況、根拠となる資料データを添付、提出します。

ここで令和6年度以降の医師労働時間短縮計画案が作成されている必要があり、評価項目のうち、現時点で達成していなくても具体的な実施時期を定め、取組を進めている場合にはその内容を当該計画に記載する必要があります。

評価センターでは、書類の受領から評価結果が通知されるまで、約4ヶ月程度かかる予定です。

令和6年度からの制度開始までに指定を受けるためには、余裕を持って取り組まれることをお勧めします。

東京都医療勤務環境改善支援センター（以下「勤改センター」といいます。）では、医師の時間外労働の上限規制に伴う特例水準の指定について、事前にご相談いただくことが可能です。

医療機関で不明な点がございましたら、まずは勤改センターへお気軽にお問い合わせください。

東京都医療勤務環境改善支援センター随時相談窓口

☎ 03-6272-9345（平日9時30分から17時30まで）

詳細はこちらから検索！ →

東京都 勤務環境

検索



勤務環境かいぜんサポートナビ